

関東学院大学FD推進委員会規程

(2019年12月4日制定)

(設置)

第1条 本学におけるFD（大学院研究科、学部及び学科等（以下、「学部等」という。）において、教員が主体的かつ組織的に教育を改善又は向上しようとする活動をいう。以下同じ。）を全学的かつ組織的に支援するため、本学に関東学院大学FD推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 高等教育研究・開発センター長
- (2) 教務部長
- (3) 各学部から選出された専任教員各1名
- (4) 高等教育研究・開発センターの専任教員（専任教員を置いた場合に限る。）
- (5) 教学支援部長
- (6) 教務課長
- (7) 教務課担当課長から学長が指名する者
- (8) その他、学長が指名した者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(任期)

第3条 前条第1項第3号、第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、原則として毎学期1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。

3 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員長は、FDに関する特定の課題を検討し、又は調査するため、委員会の下に小委員会を設置することができる。

(任務)

第5条 委員会は、次の事項について審議し、及びこれを実施するものとする。

- (1) FDに係る学内及び学外からの情報収集、調査及び研究
- (2) 学生の勉学意欲、能力、要望等に係る情報収集、調査及び研究
- (3) 前2号の任務に基づく学部等への情報提供及び助言
- (4) FDに係る講演会、講習会等の開催
- (5) その他、FDの推進に必要な事項

2 委員長は、委員会の審議結果を学長に報告し、その実施に際しては必要に応じて学長の承認を得るものとする。

(活動状況の公表)

第7条 委員長は、委員会の活動状況を公表するものとする。

(議事録)

第8条 議事録は、教務課長が作成し、保管するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務の所管は、教務課とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。